

# 岐阜県社会人バスケットボールリーグ戦大会開催規程

## 第1条 参加資格

公益財団法人 日本バスケットボール協会登録チームで岐阜県社会人バスケットボール連盟（以下「連盟」という。）に、参加を認められたチーム及び選手とする。

移籍の競技者は、事由発生の旨を競技普及委員長まで連絡すること。

試合エントリー数は、スタッフ6名以内、選手18名以内の計24名以内とする、期日までにTEAMJBAに登録された選手の試合毎のメンバー入替は可とする。

追加登録選手は、試合当日の2日前（金曜日）までに所属を完了すること

チームのHコーチは、JBA公認E級以上のコーチ資格を有すること、FAコーチは、JBA公認E級以上のコーチ資格を有すること、必ずベンチもしくはコートにいること。

帯同審判においてはE級以上のライセンスを有すること。

岐阜県社会人バスケットボール連盟メンバー表を連盟HPよりダウンロードし、大会要項の期日までにメンバー表を下記に提出する。追加については随時提出のこと。

提出先：gba\_club@outlook.com 必ずエクセルファイルで提出のこと。

## 第2条 競技方法

オープン、オーバーエイジ、フレンドリー、学生のカテゴリー区分でリーグ戦を行う。

男子（オープン）1部1グループ6～8チーム、2部2グループ各6～8チームとし、3部、オーバーエイジは、参加チーム数により決定する。

女子（オープン）1部1グループ6～8チーム、2部1グループ各6～8チームとし、3部、オーバーエイジ、フレンドリーは、参加チーム数により決定する。

男女共にオーバーエイジ、フレンドリー、学生の参加チーム数が6チームに満たない場合は、他のカテゴリーと統合することができる。

リーグ編成については、前年度の結果を基に、連盟の責任で編成を行う。

## 第3条 競技規則

最新の公益財団法人 日本バスケットボール協会競技規則および JSB 競技ガイドラインに準じ実施する。

冬季（12月～2月）については、ユニフォームの下にTシャツ（半袖または長袖）を着用することを認める。但し、ユニフォームと同色とし、必ずチームで揃えて着用すること。

## 第4条 順位決定および昇格、降格

リーグ戦の勝点により決定する、勝者3点・引分け2点・敗者1点・棄権0点とする。

その他は、最新の公益財団法人 日本バスケットボール協会競技規則の順位決定方法を使用する。

順位決定トーナメントの組合せは、連盟の責任抽選とし該当チームへは別途連絡する。

### 【昇格・降格】

男子：1部下位2チームのうち最下位は、2部へ降格、下位2位は入替戦を行う。

2部1位の2チームは順位決定戦を行い、勝者は1部へ昇格、敗者は1部下位2位チームと入替戦を行い、勝者が1部、敗者を2部とする。

2部最下位の2チームは3部へ降格する。

3部各ブロックの1位チームは順位決定戦を行い、その上位2チームは2部へ昇格する。

順位決定戦は、トーナメント方式とする。

地域リーグからの降格チームは、原則県リーグ1部への降格とするが、地域リーグからの降格理由によっては、2部若しくは3部への降格となる場合がある。

1部リーグは、上限を8チームまで増やすことができる。

女子：1部下位2チームのうち最下位は、2部へ降格、下位2位は入替戦を行う。

2部1位のチームは、1部へ昇格、2位のチームは1部下位2位のチームと入れ替え戦を行う。

2部最下位のチームは3部へ降格する。

3部各ブロックの1位チームは順位決定戦を行い、その上位1チームは2部へ昇格する。

#### 地域リーグへの推薦

地域リーグへの推薦については、当該年度に下記の要件を満たしたチームを県協会及び日本社会人バスケットボール連盟へ推薦する。

- ・県リーグ参加申込み時に参入を連盟に報告したチーム。
- ・県リーグ1部で優勝し、岐阜県社会人バスケット選手権大会で優勝又は準優勝したチーム。
- ・過去3年間で連盟が主催及び主管する大会で懲罰の対象となっていないチーム。

#### 第5条 表彰

各部の男女優勝及び優秀選手を表彰する。

#### 第6条 大会運営

連盟役員の指示のもと、参加チームで大会を運営する。

参加チームには、コート主任・オフィシャル・帯同審判を割当てる。

自治体からの要請および天候により大会を順延・中止にする場合がある、順延の日時は別途連絡する。

#### 第7条 罰則

岐阜県社会人バスケットボール連盟賞罰規定及び公式競技における違反行為に対する懲罰基準を適用する。

#### 第8条 この規程の改廃は、連盟の理事会により決定する。

#### 付則

本規程は、平成30年4月1日より施行する。

本規程は、平成31年4月1日より施行する。

本規程は、令和2年4月1日より施行する。

本規程は、令和3年4月1日より施行する。

本規程は、令和4年4月1日より施行する。